

日本国群馬県とアメリカ合衆国インディアナ州との

友好交流及び相互協力に関する覚書

この覚書は、日本国群馬県とアメリカ合衆国インディアナ州（以下、「双方」と言う。）との間で締結される。

双方は、両地域が固い友好関係に結ばれ、ともに繁栄していくとともに、日米両国間の友好関係の一層の発展に寄与することを目指す。

また、双方は、それぞれの地域における法令を遵守しながら、次のとおり平等互恵の原則に基づく関係を構築することに合意する。

- I. 双方は、相互尊重と利益に焦点を当てた永続的かつ生産的な関係に基づき、両国の友好関係の強化に努める。
- II. 双方は、経済、教育、文化、人材育成など両当事者が相互に有益であると認めるすべての分野において協力する。
- III. 双方は、オープンなコミュニケーションとベストプラクティスの共有を確保するため、経済交流を含む様々な分野における民間交流を促進するよう努力する。

この覚書は、権利及び義務について法的拘束力はないものとする。

以上の事項を確認するため、2022年9月8日、米国インディアナ州インディアナポリスにおいて本覚書に署名する。

なお、本覚書は日本語及び英語により作成し、いずれも等しく正本とする。

日本国

群馬県知事
山本 一太



アメリカ合衆国

インディアナ州知事
エリック・ホルコム

